証券コード 6471

MOTION & CONTROL™
NSK

（第151期定時株主総会招集ご通知添付書類）

第151期報告書

平成23年（2011年）4月 1 日から
平成24年（2012年）3月31日まで

日本精工株式会社

企業理念

NSKは、MOTION & CONTROLを通じ、円滑で安全な社会に貢献し、地球環境の保全をめざすとともに、グローバルな活動によって、国を越えた人と人の結びつきを強めます。

経営姿勢

1. 世界をリードする技術力によって、顧客に積極的提案を行う。
2. 社員一人ひとりの個性と可能性を尊重する。
3. 柔軟で活力のある企業風土で時代を先取りする。
4. 社員は地域に対する使命感をもとに行動する。
5. グローバル経営をめざす。

（NSK企業理念体系より）

目　次

ごあいさつ …… 1
連結決算ハイライト ＜ご参考＞ …… 2

（第151期定時株主総会招集ご通知添付書類）

事業報告 …… 3
連結計算書類
- 連結貸借対照表 …… 33
- 連結損益計算書 …… 34
- 連結株主資本等変動計算書 …… 35
- 連結注記表 …… 36
- 連結キャッシュ・フロー計算書 ＜ご参考＞ …… 41

計算書類
- 貸借対照表 …… 42
- 損益計算書 …… 43
- 株主資本等変動計算書 …… 44
- 個別注記表 …… 45

監査報告
- 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告 …… 48
- 会計監査人の監査報告 …… 49
- 監査委員会の監査報告 …… 50

ご参考
- NSK ZOOM UP …… 52
- お知らせ …… 54
- 株主メモ …… 56

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第151期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の報告書をお届けいたしますので、ご高覧のほどお願い申し上げます。

本報告書を通して当社グループの事業をご理解いただき、より一層のご支援を賜りたく、宜しくお願い申し上げます。

取締役 代表執行役社長　大塚　紀男

連結決算ハイライト <ご参考>

売上高

前期比
+3.2%

平成23年3月期
7,104億円

平成24年3月期
7,332億円

営業利益

前期比
+2.1%

平成23年3月期
435億円

平成24年3月期
444億円

経常利益

前期比
+8.9%

平成23年3月期
386億円

平成24年3月期
420億円

当期純利益

前期比
+9.2%

平成23年3月期
261億円

平成24年3月期
285億円

年間配当金

前期比
+1円

平成23年3月期
11円

平成24年3月期
12円

■ 期末配当について

当期の期末配当金は下記のとおりです。

1.期末配当金	**1株につき金6円**
2.期末配当の効力発生日並びに支払開始日	**平成24年6月1日(金)**

① 企業集団の現況に関する事項

[1] 事業の経過及びその成果

当期の世界経済は、前半は東日本大震災後の復旧や中国、アセアンを中心とする新興国の景気拡大に支えられて堅調に推移しましたが、後半はタイの洪水や欧州での財政・金融不安等の影響を受けて鈍化がみられました。

当社グループは、このような経済環境下、コストダウンに取組むと同時に製品の安定供給、品質確保に万全を期して震災や洪水による影響を最小限にとどめるよう努めてまいりました。その結果、当期の売上高は7,332億円と前期に比べて228億円（3.2%）の増収となりました。営業利益は444億円と前期に比べて9億円（2.1%）の増益となりました。経常利益は420億円と前期に比べて34億円（8.9%）の増益となりました。特別損失に投資有価証券評価損7億円を計上し、税金費用、少数株主利益を控除した結果、当期純利益は285億円と前期に比べて24億円（9.2%）の増益となりました。

当社グループのセグメントごとの市場環境と業績は次のとおりです。

<ご参考>

>>>セグメント別売上高

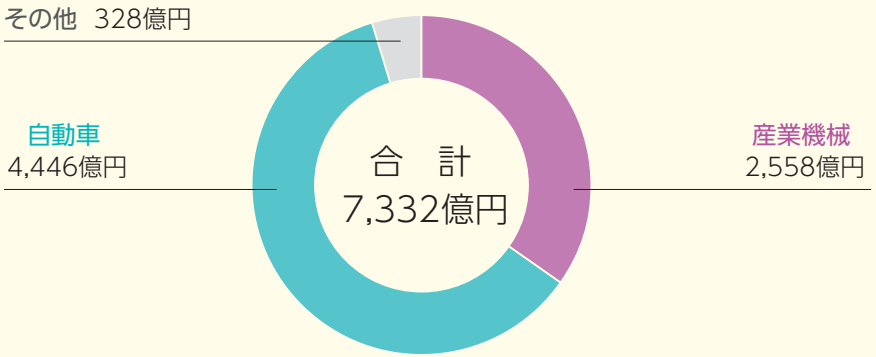

産業機械事業

<ご参考>

>>>セグメント別売上高比率

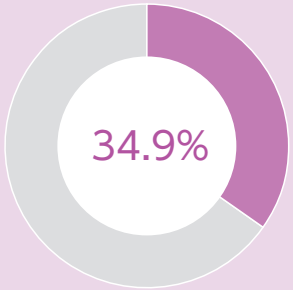

>>>売上高・営業利益推移

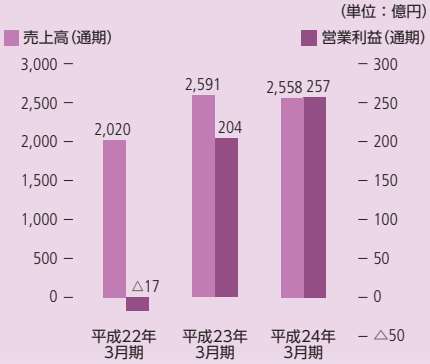

売上高

2,558億円

営業利益

257億円

産業機械関連需要は、後半に入り減速感がみられたものの、新興国の経済成長や各国の需要回復などにより、産業機械軸受及び精密機器関連製品共に増加しました。地域別にみると、日本では工作機械向けが国内及び中国向け輸出で増加しましたが、半導体関連向けは減少しました。米州及び欧州では緩やかな景気回復に伴い、産業機械向け及びアフターマーケット向けが増加、中国ではアフターマーケット向け及び電機情報関連向けが増加となり、各地域とも堅調に需要が推移しました。

産業機械事業の売上高は、液晶パネル用露光装置等のセグメント変更の影響があり2,558億円（前期比1.3%減）となりました。営業利益は、円高による輸出採算の悪化はあるものの、物量の増加やコストダウン等により257億円（前期比26.1%増）となりました。

>>>製品情報<ご参考>

「エレベータ用静音・低振動自動調心ころ軸受」

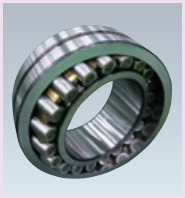

東京スカイツリー®のエレベータに「エレベータ用静音・低振動自動調心ころ軸受」が採用され、その安全性と高速化に貢献しています。今後、新興国を中心に需要が高まる高層ビルの高速エレベータ用に拡販をしていきます。

NSK標準ボールねじ「コンパクトFAシリーズ」

高速・静音・コンパクト化により、人に優しく、省スペースな設計を実現。半導体製造装置から各種搬送装置まで、幅広い産業のニーズに対応するラインナップを揃え、お客様のご要望にスピーディーに対応します。

自動車事業

<ご参考>

>>>セグメント別売上高比率

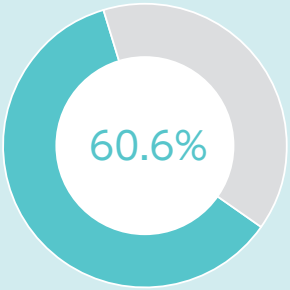

>>>売上高・営業利益推移

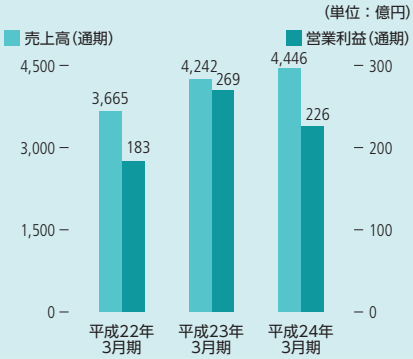

売上高

4,446億円

営業利益

226億円

自動車関連需要は、震災や洪水の影響を一時的に受けましたが、自動車軸受及び自動車部品共に増加しました。地域別にみると、日本では震災後の自動車生産の回復が急ピッチで進み、増加しました。米州では震災による一時的な影響はあったものの、市場は緩やかに回復基調を継続し、電動パワーステアリングが増加しました。欧州では市場の停滞が顕著になってきたものの、主にハブユニット軸受が増加、アジアでは中国の経済成長の鈍化やタイの洪水の影響はあったものの、主に電動パワーステアリングが増加しました。

この結果、自動車事業の売上高は4,446億円（前期比4.8%増）となりました。営業利益は円高の影響があり226億円（前期比15.8%減）となりました。

>>>製品情報<ご参考>

「小型・軽量・高出力対応のピニオンタイプ電動パワーステアリング」

出力/重量比を徹底的に追及し、高効率のモータ、コンパクトなコントロールユニット等を搭載することで、従来と同等以上の出力性能を持ちながら、小型・軽量となるピニオンタイプ電動パワーステアリングを開発しました。

「自動車用エンジン向け低トルクタペットローラ軸受」

長寿命化技術を活用した小型・軽量化によりタペットローラ軸受の低トルク化を実現し、エンジンの高効率化、小型・軽量化に貢献しました。

[2] 設備投資及び資金調達の状況

当社グループは、「トータル・クオリティーにおいて業界No.1の会社になる」ことを目標とし、生産拠点の体質改善をベースとした「生産力の強化」策を積極的に実行しながら、中期成長戦略を展開しております。前期は、世界経済の回復により、日本では輸出の増加、海外では新興国を中心とした需要増があるなかで、先行きの不透明さを見極めながらの設備投資となりました。当期は、東日本大震災の影響を受けながらも、中国を中心とした海外生産地域における自動車関連製品の需要増から、前期を上回る設備投資を実施しました。

産業機械事業では、中国を中心とした設備投資となりました。産業機械軸受については、前期に瀋陽市に設立した大形軸受製造会社において、新建屋を含む増強投資を行ったほか、昆山市の玉軸受工場でも、前期に続き生産ラインの増強を実施しました。日本においては、需要急増の状況から、精密軸受製造ラインの増強を行ないました。精密機器関連製品については、再編計画を実行するなかで、中国においてボールねじの増強投資を前期に続いて実施しました。

自動車事業では、大震災やタイの洪水の影響はあったものの、新興国の自動車市場が拡大を続けるなか、総じて需要は好調に推移したため、前期を上回る増強投資を実施しました。自動車軸受においては、ハブユニット軸受、小形円すいころ軸受、ニードル軸受の増強投資を実施しました。ハブユニット軸受は中国・インド・ブラジルの工場で、小形円すいころ軸受は日本・米国の工場で、ニードル軸受は日本・中国の工場で、増強投資を実施しました。また、中国においては、合肥市に玉軸受製造会社を設立し、新建屋の建設を進めました。自動車部品においては、新車種向けの立上げのため、日本、中国、米国の電動パワーステアリング生産拠点にて増強投資を実施しました。

その他の事業では、鋼球事業について、主として中国・欧州での増産対応のための増強投資を実施しました。

以上の結果、設備投資額は546億円（うち、有形固定資産に対する設備投資額は503億円）となり、この設備投資には、自己資金及び一部借入金を充当しました。

また、社債の償還、長期借入金の返済及び一部設備投資に充当するため、長期借入を635億円実施しました。

[3] 対処すべき課題

第152期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の外部環境は、新興国経済の成長の鈍化や為替レートの変動など、未だ様々なリスクが存在しており、先行き不透明な状況にあります。このような環境下において、事業本部主導でこれらのリスクへの対応を行いながら、成長戦略と体質強化の二つの基本方針を推進してまいります。

基本方針を実現するための施策として、営業面では、中国やインドなどの新興国向け拡販、環境・インフラ・資源ビジネスへの取組みを強化し、技術面では、ハイブ

リッド車や電気自動車、また新エネルギーといった技術革新に対応した新製品の創出と開発のスピードアップを進めてまいります。生産面では、グローバル生産体制の再編・整備など生産力の強化を進めてまいります。これらの施策によって生産、販売、技術部門が一体となった事業軸中心の経営を一層加速させてまいります。

また、事業を通じて世界中のエネルギーロスを削減することが、当社グループの社会的責任と捉えており、環境経営のレベルアップを着実に進めてまいります。具体的には、ますます厳しくなる省エネルギーへの要請に応え、環境貢献型の製品をさらに拡充し、地球環境の保全に貢献いたします。

なお、当社の本社及び関係営業所は、平成23年7月26日及び同月27日に、当社のベアリング（軸受）製品の取引に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立入検査を受けました。また、当社のドイツにおける販売子会社は、平成23年11月8日（現地時間）に、ベアリング（軸受）製品の取引に関してEU競争法違反の疑いがあるとして、欧州委員会による立入検査を受けました。さらに、当社の米国における子会社は、平成23年11月9日（現地時間）に、ベアリング（軸受）製品の取引に関する情報の提供を求める召喚状を米国司法省から受領いたしました。加えて、当社は、平成24年4月20日に、独占禁止法違反の容疑により、東京地方検察庁特別捜査部及び公正取引委員会による捜索を受けました。

当社及び当社グループといたしましては、国内外の関係当局による調査等に全面的に協力しております。

これら一連の件につきましては、株主の皆様をはじめ、お客様や関係者の皆様に多大なご心配をおかけすることになりましたことを深くお詫び申し上げます。

当社は、これらの事態を厳粛かつ真摯に受け止め、コンプライアンス体制のより一層の強化のための様々な取組みを行っております。かかる取組みの一環として、当社は、平成24年3月15日に、社長及び担当役員から直接の指揮・監督を受けて全社的にコンプライアンス諸施策を推進する上位の社内組織としてコンプライアンス委員会を設置いたしました。同委員会は、コンプライアンス強化に向けた方針を制定し、その方針を実現するためのコンプライアンス強化策を策定・推進するとともに、その実施状況等を監視・監督し、これを定期的に取締役会に報告いたします。

また、同委員会は、社外有識者をアドバイザーとして招聘して、客観的な立場から、専門的知見に基づく助言・提言を得ることとし、これをコンプライアンス体制の更なる充実のための取組みに反映させてまいります。当社は、同委員会が定める方針の下、全社員を対象とした研修等のコンプライアンス強化策を実施してまいります。

また、当社は、社内規則についても、「NSK企業倫理規則」、「コーポレートガバナンス規則」及び「コンプライアンス規則」を改定し、新たに「競争法遵守規則」を

制定するなど所要の整備を行い、コンプライアンス体制のより一層の強化に努めております。

当社は、新たなコンプライアンス体制の下、全社をあげて、法令遵守の徹底及び企業の社会的責任に基づいた事業活動の推進に、より一層努めてまいる所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

[4] 財産及び損益の状況の推移

	第148期 (平成21年3月期)	第149期 (平成22年3月期)	第150期 (平成23年3月期)	第151期 (平成24年3月期)
売上高	647,593百万円	587,572百万円	710,431百万円	733,192百万円
経常利益	16,964百万円	7,598百万円	38,572百万円	42,004百万円
当期純利益	4,561百万円	4,765百万円	26,110百万円	28,514百万円
1株当たり当期純利益	8.44 円	8.82 円	48.30 円	52.75 円
総資産	744,229百万円	789,624百万円	788,626百万円	845,073百万円

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 「1株当たり当期純利益」は、期中の平均株式数により算出しております。

<ご参考>

■売上高

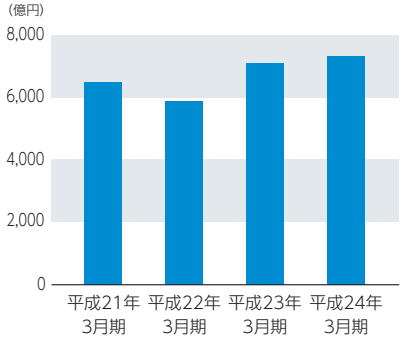

■経常利益 ■当期純利益
●1株当たり当期純利益

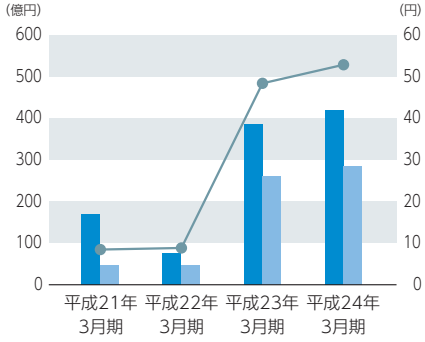

■総資産

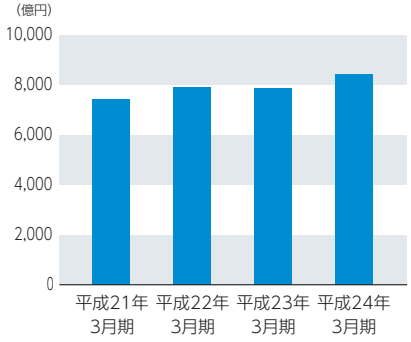

[5] 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の出資比率	事業の内容
NSKステアリングシステムズ株式会社	7,500百万円	100.0%	自動車部品の製造
NSKプレシジョン株式会社	10,000百万円	100.0%	精密機器関連製品の製造
NSKニードルベアリング株式会社	720百万円	— (注)3（ 98.1%)	自動車軸受の製造
株式会社天辻鋼球製作所	2,101百万円	100.0%	鋼球の製造・販売
NSKアメリカズ社	175,700千米ドル	— (注)3（100.0%)	米州関係会社の統括
NSKブラジル社	1,570千レアル	— (注)3（100.0%)	産業機械軸受等の製造・販売
NSKヨーロッパ社	406,297千ユーロ	— (注)3（100.0%)	欧州関係会社の統括
NSKベアリング・インドネシア社	45,000千米ドル	100.0%	産業機械軸受等の製造
恩斯克投資有限公司	1,214,774千中国元	100.0%	中国関係会社の統括、自動車軸受等の販売
昆山恩斯克有限公司	663,553千中国元	63.3% (注)4（ 85.0%)	自動車軸受等の製造
NSK韓国社	30,000百万ウォン	100.0%	産業機械軸受等の製造・販売

（注）1.　資本金は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2.　上記11社は、会社の資本金、総資産、売上高及び当社の出資比率を参考に選択いたしました。
3.　（　）内の数字は、海外事業統括会社でありますNSKオーバーシーズ・ホールディングス株式会社（当社出資比率100.0%）の出資比率を含んでおります。
4.　（　）内の数字は、中国にある関係会社の統括会社であります恩斯克投資有限公司（当社出資比率100.0%）の出資比率を含んでおります。

[6] 主要な事業内容（平成24年3月31日現在）

当社グループは、「産業機械事業」、「自動車事業」の二つの事業を軸に事業展開しており、「産業機械事業」については、一般産業向け軸受、ボールねじ及びリニアガイド等の製造・販売を、「自動車事業」については、自動車及び自動車部品メーカー向けの軸受、ステアリング及び自動変速機（AT）用部品等の製造・販売を主な事業としております。

事業	主要製品
産業機械	産業機械軸受 玉軸受、円すいころ軸受、円筒ころ軸受、自動調心ころ軸受、精密軸受 精密機器関連製品 ボールねじ、リニアガイド、XYテーブル、メガトルクモータ
自動車	自動車軸受 ハブユニット軸受、ニードル軸受、円すいころ軸受、玉軸受、自動変速機（AT）用部品 自動車部品 ステアリング、電動パワーステアリング
その他	鋼球、機械設備、液晶パネル用露光装置等

[7] 主要拠点（平成24年3月31日現在）

〈主要販売拠点〉

地域	名称		所在地
日本	当社	東北支社	宮城県仙台市
		日立支社	茨城県水戸市
		北関東支社	群馬県高崎市
		東京支社	東京都品川区
		西関東支社	神奈川県厚木市
		長野支社	長野県諏訪市
		静岡支社	静岡県静岡市
		名古屋支社	愛知県名古屋市
		北陸支社	石川県金沢市
		大阪支社	大阪府大阪市
		兵庫支社	兵庫県姫路市
		中国支社	広島県広島市
		九州支社	福岡県福岡市
		東日本自動車第一部	神奈川県厚木市
		東日本自動車第二部	東京都品川区
		東日本自動車第三部	栃木県宇都宮市
		東日本自動車第四部	群馬県高崎市
		中部日本自動車部	愛知県豊田市
		中部日本浜松自動車部	静岡県浜松市
		西日本自動車部	大阪府大阪市／広島県広島市

地　域	名　　称	所　　在　　地
米　州	NSKコーポレーション社	Michigan, U.S.A.
	NSKプレシジョン・アメリカ社	Indiana, U.S.A.
	NSKステアリングシステムズ・アメリカ社	Vermont, U.S.A.
	NSKカナダ社	Ontario, Canada
	NSKブラジル社	São Paulo, Brazil
欧　州	NSK UK社	Nottinghamshire, U.K.
	NSKドイツ社	Ratingen, Germany
	NSKフランス社	Guyancourt, France
	NSKイタリア社	Milano, Italy
	NSKポーランド社	Kielce, Poland
アジア	NSKインターナショナル（シンガポール）社	Singapore, Singapore
	NSKベアリング・マニュファクチュアリング（タイ）社	Chonburi, Thailand
	NSKインド・セールス社	Tamil Nadu, India
	恩斯克投資有限公司	中国　昆山市
	NSK韓国社	韓国　ソウル市

〈主要生産拠点〉

地　域	名　　称		所　　在　　地
日　本	当　社	藤沢工場	神奈川県藤沢市
		大津工場	滋賀県大津市
		石部工場	滋賀県湖南市
		埼玉工場	埼玉県羽生市
		福島工場	福島県東白川郡
	NSKプレシジョン株式会社		群馬県前橋市
	NSKマイクロプレシジョン株式会社		神奈川県藤沢市
	日本精工九州株式会社		福岡県うきは市
	井上軸受工業株式会社		大阪府堺市
	NSKステアリングシステムズ株式会社		群馬県前橋市
	NSKニードルベアリング株式会社		群馬県高崎市
	NSKワーナー株式会社		静岡県袋井市
	株式会社天辻鋼球製作所		大阪府門真市
	NSKマシナリー株式会社		埼玉県久喜市
	NSKテクノロジー株式会社		神奈川県藤沢市
米　州	NSKコーポレーション社		Michigan, U.S.A.
	NSKプレシジョン・アメリカ社		Indiana, U.S.A.
	NSKステアリングシステムズ・アメリカ社		Vermont, U.S.A.
	NSKブラジル社		Suzano, Brazil
欧　州	NSKベアリング・ヨーロッパ社		Durham, U.K.
	NSKベアリング・ポーランド社		Kielce, Poland
	NSKステアリングシステムズ・ポーランド社		Walbrzych, Poland
アジア	NSKベアリング・インドネシア社		Bekasi, Indonesia
	NSKベアリング・マニュファクチュアリング（タイ）社		Chonburi, Thailand
	NSK-ABCベアリング社		Tamil Nadu, India
	昆山恩斯克有限公司		中国　昆山市
	瀋陽恩斯克精密機器有限公司		中国　瀋陽市
	瀋陽恩斯克有限公司		中国　瀋陽市
	NSK韓国社		韓国　昌原市

世界に広がるNSKグループのネットワーク<ご参考>

	生産拠点	販売拠点	研究・開発拠点
日本	22	36	6
アメリカ	7	9	1
ブラジル	1	5	1
カナダ		3	
メキシコ		1	
アルゼンチン		1	
ペルー		1	
小計（米州）	8	20	2
イギリス	4	2	1
ドイツ	1	3	1
イタリア		1	
ポーランド	4	2	1
フランス		1	
スペイン		1	
トルコ		1	
南アフリカ		1	
小計（欧州）	9	12	3

	生産拠点	販売拠点	研究・開発拠点
インドネシア	3	2	
タイ	2	3	1
マレーシア	2	4	
中国	11	19	1
韓国	2	2	1
インド	3	6	
シンガポール		2	
台湾		6	
ベトナム		1	
オーストラリア		4	
ニュージーランド		1	
小計（アジア）	23	50	3
合計	62	118	14

（平成24年3月31日現在）

[8] 使用人の状況（平成24年3月31日現在）

事業	使用人数	前期末比増減数
産業機械	10,837名	410名減
自動車	13,478名	1,223名増
全社（共通）・その他	3,129名	297名増
合計	27,444名	1,110名増

（注）使用人数は就業人員であります。

[9] 主要な借入先（平成24年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社みずほコーポレート銀行	42,592百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	26,753百万円
富国生命保険相互会社	19,500百万円
明治安田生命保険相互会社	15,500百万円
日本生命保険相互会社	14,500百万円
株式会社横浜銀行	13,690百万円

（注）借入金残高は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

② 会社の株式に関する事項（平成24年3月31日現在）

[1] 発行可能株式総数　1,700,000,000株

[2] 発行済株式の総数　540,988,132株（自己株式10,279,972株を除く）

[3] 株主数　25,302名

[4] 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	41,478千株	7.66%
富国生命保険相互会社	31,000千株	5.73%
日本生命保険相互会社	30,575千株	5.65%
明治安田生命保険相互会社	26,726千株	4.94%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	20,931千株	3.86%
株式会社みずほコーポレート銀行	19,011千株	3.51%
全国共済農業協同組合連合会	12,250千株	2.26%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (住友信託銀行再信託分・トヨタ自動車株式会社退職給付信託口)	10,709千株	1.97%
トヨタ自動車株式会社	10,000千株	1.84%
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS （常任代理人　香港上海銀行東京支店）	9,915千株	1.83%

（注）1.　持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
　　2.　持株比率は自己株式（10,279,972株）を控除して計算しております。

所有者別分布状況＜ご参考＞

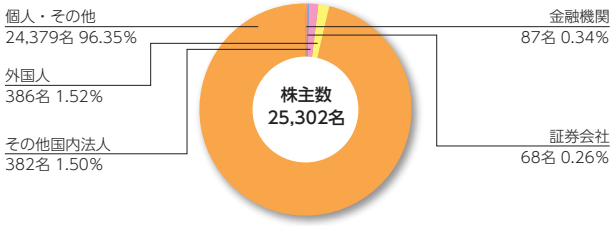

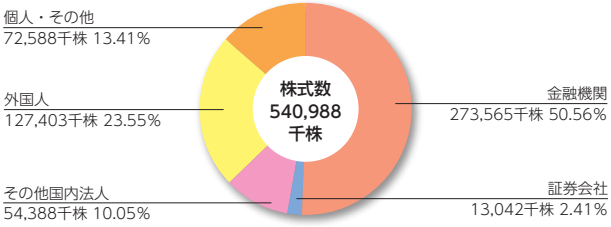

③ 会社の新株予約権等に関する事項

[1] 当事業年度末日における当社役員が保有する新株予約権の状況

		①		②		③		④		⑤	
権利行使期間		平成19年8月28日 ～平成24年8月27日		平成20年8月26日 ～平成25年8月25日		平成21年8月25日 ～平成26年8月24日		平成22年8月26日 ～平成27年8月25日		平成23年8月30日 ～平成28年8月29日	
付与対象者区分	取締役 (社外取締役を除く)	8名	119個	8名	119個	8名	162個	8名	169個	8名	186個
	社外取締役	0名	0個	1名	8個	2名	16個	3名	24個	4名	32個
	執行役	18名	117個	21名	141個	23名	201個	24名	244個	27名	314個
目的となる株式の種類		普通株式		普通株式		普通株式		普通株式		普通株式	
目的となる株式の数		236,000株		268,000株		379,000株		437,000株		532,000株	
新株予約権の発行価額		無償		無償		無償		無償		無償	
1株当たりの行使価額		1,312円		932円		603円		641円		831円	

(注) 1. ①、②、③、④及び⑤は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、各々定時株主総会にて承認いただいたものであります。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。
3. 執行役を兼務する取締役につきましては、取締役として記載しております。

[2] 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

行使期間		平成23年8月30日～平成28年8月29日	
発行した新株予約権の数		779個	
交付者数及び個数		106名	779個
付与対象者区分	取締役（社外取締役を除く）	8名	186個
	社外取締役	4名	32個
	執行役	27名	314個
	使用人	46名	138個
	関係会社の取締役	21名	109個
目的となる株式の種類		普通株式	
目的となる株式の数		779,000株	
新株予約権の発行価額		無償	
1株当たりの行使価額		831円	

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使条件

① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使の時点において当社の取締役、執行役、使用人、相談役、顧問または関係会社の取締役、執行役員、顧問その他これらに準ずる地位であることを要します。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合には、その地位を失った後も、その日から2年が経過する日（但し、権利行使期間内）までに限り、行使することができます。

② 新株予約権者は、新株予約権個数の全部または一部につき行使することができます。但し、一部を行使する場合には、割当てられた新株予約権の整数倍の単位で行使するものとします。

3. 新株予約権の取得条件

① 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が上記（注）2. ①に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、その新株予約権を無償で取得することができます。

② 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書または分割契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、もしくは株式移転計画書が当社株主総会で承認されたとき（株主総会の承認が必要ない場合は、当社取締役会で承認されたとき）は、新株予約権を無償で取得できるものとします。

4. 執行役を兼務する取締役につきましては、取締役として記載しております。

④ 会社役員に関する事項

[1] 取締役の氏名等（平成24年3月31日現在）

氏　名	担当及び重要な兼職の状況
大　塚　紀　男	指名委員会委員長
齋　藤　量　一	報酬委員会委員
小　森　　勉	
新　保　敏　英	
建　部　幸　夫	
正　田　義　雄	
芝　本　英　之	
市　川　達　夫	監査委員会委員
植　野　道　雄	監査委員会委員、報酬委員会委員、指名委員会委員、トピー工業株式会社 社外監査役（常勤）
指　田　禎　一	報酬委員会委員長、日清紡ホールディングス株式会社 相談役、双日株式会社 社外取締役
萩　原　敏　孝	指名委員会委員、株式会社小松製作所 特別顧問、公益財団法人財務会計基準機構 理事長、ヤマトホールディングス株式会社 社外取締役、株式会社ゼンショー 社外取締役
鈴　木　和　男	監査委員会委員長、公認会計士鈴木和男事務所 代表、住友大阪セメント株式会社 社外監査役（非常勤）

（注）1. 植野道雄、指田禎一、萩原敏孝及び鈴木和男の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 植野道雄、指田禎一、萩原敏孝及び鈴木和男の各氏につきましては、東京証券取引所及び大阪証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 監査委員会委員長 鈴木和男氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役 朝香聖一、原道夫、松田和雄、田澤正美、及び佐成豐彦の各氏は、平成23年6月24日付をもって退任いたしました。
5. 取締役 建部幸夫氏は、平成24年4月30日付をもって退任いたしました。

[2] 執行役の氏名等（平成24年3月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表執行役社長	大　塚　紀　男	コンプライアンス委員会（以下コンプライアンス委）委員長
代表執行役専務	齋　藤　量　一	管理担当、コーポレート経営本部長、コンプライアンス委副委員長
代表執行役専務	小　森　　勉	自動車事業本部長、自動車事業本部自動車軸受本部長、コンプライアンス委委員
代表執行役専務	新　保　敏　英	産業機械事業本部長、コンプライアンス委委員
執行役専務	建　部　幸　夫	中国総代表、恩斯克投資有限公司CEO
執行役専務	正　田　義　雄	技術担当、技術開発本部長、技術開発本部総合研究開発センター所長、品質保証本部担当、コンプライアンス委委員
執行役専務	ノルベルト・シュナイダー	自動車事業本部副本部長、自動車事業本部自動車部品本部長、欧州総支配人、NSKヨーロッパ社CEO
執行役常務	芝　本　英　之	生産担当、環境担当、生産本部長、生産本部調達本部長、コンプライアンス委委員
執行役常務	斉　藤　佳　男	財務本部長、コンプライアンス委委員
執行役常務	満　江　直　樹	自動車事業本部自動車軸受本部自動車軸受技術センター所長
執行役常務	高　川　恵　介	産業機械事業本部営業本部長
執行役常務	長　竹　和　夫	技術開発本部副本部長、技術開発本部メカトロ技術開発センター所長、自動車事業本部自動車部品本部ステアリング総合技術センター所長、産業機械事業本部メカトロ事業部担当
執行役常務	相　島　雅　一	コンプライアンス本部長、総務部長、広報部担当、人事部担当、日精ビル管理株式会社取締役社長、コンプライアンス委委員
執行役常務	桑　原　克　己	自動車事業本部自動車営業本部長、自動車事業本部自動車営業本部（東日本地区担当）
執行役常務	内　山　俊　弘	アジア担当、経営企画本部長、IR・CSR室担当、コンプライアンス委委員
執行役常務	松　原　正　英	産業機械事業本部副本部長
執行役常務	荒　牧　宏　敏	産業機械事業本部産業機械軸受技術センター所長、技術開発本部総合研究開発センター副所長
執行役	長　島　俊　幸	自動車事業本部自動車部品本部ステアリング総合技術センターステアリングエンジニアリングセンター所長
執行役	渡　利　　勝	技術開発本部生産技術センター所長
執行役	土　井　英　樹	中国副総代表

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
執行役	鈴木　寛	自動車事業本部自動車部品本部ステアリング総合技術センターステアリングR&Dセンター所長
執行役	波田安継	自動車事業本部自動車営業本部副本部長（西日本地区担当）、自動車事業本部自動車営業本部中部日本自動車部長
執行役	神尾泰宏	アセアン総支配人、NSKインターナショナル（シンガポール）社CEO、NSKベアリング（タイ）社社長
執行役	後藤伸夫	技術開発本部未来技術開発センター所長、自動車事業本部自動車軸受本部副本部長
執行役	井上浩二	IT業務本部長、NSKネットアンドシステム株式会社取締役社長、NSKロジスティックス株式会社取締役社長、コンプライアンス委委員
執行役	鈴木茂幸	欧州副総支配人
執行役	杉本直樹	産業機械事業本部藤沢工場長、旭精機株式会社取締役社長
執行役	桑城　栄	自動車事業本部自動車軸受本部石部工場長、信和精工株式会社取締役社長
執行役	バーナード・リンゼイ	米州総支配人、NSKアメリカズ社CEO
執行役	池村幸雄	欧米担当、事業企画本部長、財務本部副本部長、コンプライアンス委委員
執行役	中島秀雄	米州副総支配人
執行役	野上宰門	産業機械事業本部副本部長、産業機械事業本部精機部長
執行役	新井　稔	品質保証本部長
執行役	麓　正忠	自動車事業本部自動車部品本部副本部長

（注）1.　大塚紀男、齋藤量一、小森勉、新保敏英、建部幸夫、正田義雄及び芝本英之の各氏は、取締役を兼務しております。
2.　代表執行役副社長 原道夫、代表執行役専務 松田和雄、執行役常務 高橋伸一郎及び殿塚崇の各氏、執行役 河島邦雄及び磯貝喜七の各氏は、平成23年6月24日付をもって退任いたしました。
3.　執行役 市川達夫氏は、平成23年6月24日付をもって退任し、取締役に就任いたしました。
4.　執行役常務 高川恵介及び桑原克己の各氏は、平成24年3月31日付をもって退任いたしました。
5.　執行役専務 建部幸夫氏は、平成24年4月30日付をもって退任いたしました。

[3] 取締役及び執行役の報酬等の額

① 取締役及び執行役の個人別の報酬の内容の決定に関する方針

当社の役員報酬は、固定報酬、業績連動報酬、ストック・オプション（新株予約権）、退職金で構成され、「取締役としての報酬」と「執行役としての報酬」を別々に決定いたします。なお、取締役が執行役を兼務する場合は、それぞれの報酬を合算して支給いたします。

(イ) 取締役の報酬

取締役の報酬は、原則として固定報酬とストック・オプションからなります。

ⅰ. 固定報酬

固定報酬は、社外取締役、社内取締役の別、また、所属する委員会や取締役会における役割等に応じて決定いたします。

ⅱ. ストック・オプション

当社グループ全体の業績向上と企業価値の向上を目的に、株主との利害の一致を図るため、社外取締役、社内取締役の別に応じて付与いたします。

ⅲ. その他

執行役を兼務しない社内取締役には、その在任年数に応じた退職金（年金）を支給いたします。

(ロ) 執行役の報酬

執行役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬、ストック・オプション、退職金からなります。

ⅰ. 固定報酬

固定報酬は、執行役の役位に応じた額を決め、また、代表権を有する執行役には、加算を行います。

ⅱ. 業績連動報酬

連結売上高営業利益率並びに連結ROEとキャッシュ・フロー及び品質を管理する指標を基準として、業績連動報酬の総額を決定いたします。

なお、個人別の報酬額は、その役位並びに担当する職務の業績達成度を評価して支給いたします。

ⅲ. ストック・オプション

当社グループ全体の業績向上と企業価値の向上を目的に、株主との利害の一致を図るため、ストック・オプションを執行役の役位に応じて付与いたします。

ⅳ. 退職金

支給された固定報酬と在任年数に基づく退職金（一時金）並びに退任時の役位と在任年数に基づく退職金（年金）を支給いたします。

(ハ) その他

子会社、関係会社等の別の会社役員に就任している者が執行役に就任した場合には、報酬を別に定めることといたします。

② 取締役及び執行役の報酬等の額

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの期間における取締役及び執行役の報酬等の額は以下のとおりであります。

	固定報酬		業績連動報酬		ストック・オプション		退職金	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
取締役（社内）	12名	78百万円	－	－	12名	8百万円	1名	1百万円
取締役（社外）	4名	42百万円	－	－	4名	4百万円	－	－
執行役	41名	709百万円	33名	338百万円	41名	77百万円	32名	344百万円

（注）1. 取締役（社内）の報酬（退職金除く）には、執行役を兼務する者の取締役分が含まれております。
2. 業績連動報酬の額は、第151期の業績に基づいた平成24年7月2日の支払い予定額であります。また、第150期の業績に基づいた平成23年7月1日の支払額は487百万円であります。
3. 退職金の額は、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額であります。また、平成23年6月24日に退任した取締役2名に対する退職金は86百万円、執行役6名に対する退職金は391百万円であります。
4. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

[4] 社外取締役に関する事項

① 重要な兼職先と当社の関係

指田禎一氏は、日清紡ホールディングス株式会社の相談役及び双日株式会社の社外取締役を兼務しております。また、萩原敏孝氏は株式会社小松製作所の特別顧問を兼務しております。当社は各社との間に製品の売買等の取引関係がありますが、いずれについても、社外取締役の独立性に影響を及ぼすようなものではありません。

各社外取締役のその他の重要な兼職先との間に、開示すべき関係はありません。

② 社外取締役の主な活動状況

氏　　名	主　な　活　動　状　況
植　野　道　雄	平成23年度に開催された取締役会10回、報酬委員会4回、指名委員会4回及び監査委員会15回の全てに出席し、業務執行部門から独立した客観的視点で、取締役会議案の審議に質問、助言を行っております。特に金融関係の経験・見識に基づき、中期経営計画や予算審議並びに経理・財務等に関する審議に助言を行っております。海外関係の経営計画の審議にも多くの助言を行っております。
指　田　禎　一	平成23年度に開催された取締役会10回、報酬委員会4回の全てに出席し、取締役会においては副議長として取締役会議事の決定に参加しております。さらに報酬委員長として報酬委員会の活動状況について適時に報告を行い、業務執行部門から独立した客観的視点で、取締役会議案の審議に質問、助言を行っております。特に中期経営計画や予算審議並びに投資案件の審議、人材育成を含む経営全般について、会社経営の経験・見識に基づき発言を行っております。
萩　原　敏　孝	平成23年度に開催された取締役会10回、指名委員会4回の全てに出席し、業務執行部門から独立した客観的視点で、取締役会議案の審議に質問、助言を行っております。特に中期経営計画や予算審議並びに投資案件、技術対応、海外関係の経営計画等の審議を含む経営全般について、会社経営の経験・見識に基づき発言を行っております。
鈴　木　和　男	平成23年6月に取締役に就任した後に開催された取締役会7回、監査委員会10回の全てに出席しております。業務執行部門から独立した客観的視点で、取締役会議案の審議に質問・助言を行っております。特に中期経営計画や予算審議及び内部監査体制等について公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

（注）植野道雄、指田禎一、萩原敏孝及び鈴木和男の各氏は、いずれも、本事業報告「1．企業集団の現況に関する事項　(3) 対処すべき課題」(P.7) に記載の独占禁止法違反等の疑いにかかる事実については、その判明時まで当該事実を認識しておりませんでしたが、日頃から法令遵守の視点に立った助言を行い、法令遵守について注意喚起しておりました。上記疑いにかかる事実の判明後は、当社取締役会等において、これらの事実関係を究明し、コンプライアンスの更なる強化・徹底その他の上記のような事態の再発防止に向けた適切な措置を講ずることを求める等、その職責を適切に遂行しております。

③ 責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項及び定款第27条に基づき、社外取締役全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

⑤ 会計監査人の状況

[1] 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

[2] 当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額

①	公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	147百万円
②	当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	181百万円

（注）1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、NSKアメリカズ社、NSKヨーロッパ社等7社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の計算関係書類の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

[3] 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると監査委員会が判断した場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当すると認められる場合には、監査委員会は会計監査人を解任し、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

⑥ 会社の体制及び方針

[1] 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」といいます。）として、取締役会で決議した事項の概要は下記のとおりであります（平成24年3月31日現在）。

なお、当社は、内部統制システムに基づく具体的な取組みとして、コンプライアンス体制のより一層の強化のための様々な取組みを行っております。

かかる取組みの一環として、当社は、平成24年3月15日付で、社長が委員長、管理部門担当役員が副委員長を務め、各部門の担当役員が委員であるコンプライアンス委員会を設置いたしました。また、同月28日開催の取締役会において、「NSK企業倫理規則」の改定及び「競争法遵守規則」の制定を決議し、同年4月25日開催の取締役会において、「文書等の保存・管理規則」の改定を決議いたしました。さらに、同年5月11日開催の取締役会において、「コーポレートガバナンス規則」の改定を決議し、加えて「コンプライアンス規則」についても、経営会議の決議により改定いたしました。なお、いずれについても、既に施行されております。

以上の取組みを踏まえ、当社は、平成24年5月11日開催の取締役会において、内部統制システムを一部改定する旨を決議いたしました。その概要については、本項の末尾の（ご参考）をご参照ください。

記

① 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

「NSKグループ経営規則」により、当社グループ全体の内部統制の向上を図り、経営の健全性・透明性を高め、経営管理を円滑に運営することを目的とし、当社グループにおける業務の適正を確保する体制を構築しております。

監査委員会または監査委員会が指名する監査委員は、主要な子会社から定期的に報告を受けるほか、必要に応じて訪問し、また、子会社の監査役と連携し、その業務及び財産の状況を調査することができることとしております。

② 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「NSK企業倫理規則」並びに「コンプライアンス規則」により、当社グループが企業理念体系に則り、企業活動を行う上で、執行役及び使用人が遵守すべき普遍的な考え方並びに当社グループのコンプライアンスを推進するための体制及び運営の基本的事項（組織、研修体制、内部通報制度等）を定め、執行役及び使用人の遵法意識の醸成を図っております。

さらに、「財務報告にかかる内部統制規則」に基づき、財務報告の信頼性を確保するため、当社グループ全体の財務報告にかかる内部統制の整備及び運用を財務本部が、評価を経営モニタリング室が担い、合理的な保証を得られる体制を確保しております。

③ 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「NSKグループ経営規則」により、事業運営の原則、意思決定の仕組み、事業リスクの継続的監視、当社グループ各社の業績目標及び管理に関し、執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について定めております。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規則」により、執行体制上の責任者及び組織の役割を定め、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制を明確にしております。

また、経営モニタリング室が、各部署毎のリスク管理の状況を監査し、監査委員会はその結果について報告を受け、定期的に取締役会に報告しております。

⑤ 執行役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

執行役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制については、「文書等の保存・管理規則」に定めております。

また、執行役は、監査委員会または監査委員会が指名する監査委員が求めたときは、これらの情報を閲覧に供することとしております。

⑥ 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助する組織を経営モニタリング室としております。経営モニタリング室員のうち若干名の使用人は専任または兼務にて監査委員会の職務を補助することとしております。

⑦ 経営モニタリング室の執行役からの独立性に関する事項

経営モニタリング室は代表執行役社長直属の組織とし、監査対象部門から独立した組織となっております。

さらに、監査委員会は組織的監査を行うために、経営モニタリング室長または所属の使用人に対し、直接、指揮・命令することができ、同室長及び同室員の異動発令及び懲戒等は、事前に監査委員会の同意を得るものとしております。

また、同室長及び同室員の人事評価に関して、監査委員会は意見を述べることができることとしております。

⑧ 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

当社事業部門責任者及び当社グループの責任者等が、経営概況、営業報告、生産報告、その他監査委員会が必要と認める事項につき、報告する体制を構築しております。特に当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実について、その認識の有無につき定期的に監査委員会に報告し、その事実が発生したと判断した場合には、直ちにその内容を監査委員会に報告することとしております。

さらに報告を補完する手段として、監査委員会が必要と認めた当社グループの重要会議について、会議主催者の同意を得て、監査委員会が指名する監査委員を出席させることができることとしております。また、執行役は内部通報制度を整備し、その運用及び通報の状況について遅滞なく監査委員会に報告することとしております。

⑨ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会は、代表執行役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行い、経営モニタリング室による内部監査の有効性を確保するため、内部監査にかかる年次計画、実施状況及びその結果について、執行役に対して、計画変更、追加監査、または改善を勧告することができることとしております。

また、監査委員会は、独自に顧問弁護士を雇用し、必要に応じて専門の弁護士、会計士から監査業務に関する助言を受けることができることとしております。

(ご参考)

当社は、平成24年5月11日開催の取締役会において、内部統制システムを一部改定する旨を決議いたしました。具体的には、上記②の執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関して、執行役及び使用人に対して各社内規則の遵守を徹底することにより、内部統制のより一層の強化・充実に努め、執行役及び使用人による法令違反行為及び定款違反行為を実効的に防止することとしております。特に、国内外の競争法については、「競争法遵守規則」の遵守を徹底することにより、執行役及び使用人の競争法違反行為をより実効的に防止することを企図しております。

そして、当社グループのコンプライアンス体制をより一層強化するため、コンプライアンス委員会において、コンプライアンス強化に向けた方針を制定し、その方針を実現するためのコンプライアンス強化策を策定・推進するとともに、その実施状況等を監視・監督し、これを定期的に取締役会に報告しております。また、コンプライアンス本部は、コンプライアンス委員会の策定した上記方針に基づき、コンプライアンス強化策を実施する役割を担い、良き企業市民としての社会的責任を常に認識し行動するための教育活動を、全社員を対象として実施しております。さらに、コンプライアンス本部は、具体的な法令、規則及び企業倫理の遵守のための諸施策を企画・立案し、実行するとともに、当該諸施策を含むコンプライアンス強化策の社内での実施状況を監視し、これを定期的にコンプライアンス委員会に報告しております。

[2] 株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社グループは、株主・投資家、顧客、国内外の製造・販売会社、地域社会、従業員等の様々なステークホルダーとの相互関係に基づき成り立っております。当社は、当社グループの使命は、社会・環境・経済の全ての面においてバランスのとれた経営を行い、全てのステークホルダーに対する社会的責任を果たすと同時に、本業に徹することにより当社グループの企業価値を増大させることであると考えております。

当社は、資本市場に公開された株式会社であるため、当社に対して投資をしていただいている株主の皆様には、当社のかかる考えにご賛同いただいた上で、そのご判断により当社の経営を当社経営陣に対して委ねていただいているものと理解しております。かかる理解のもと、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方についても、最終的には、株主の皆様のご判断によるべきであると考えております。従いまして、当社株式の大量の買付行為がなされた場合にそれに応じるべきか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきであると考えます。

しかしながら、近年のわが国の資本市場の状況を考慮すると、対象となる企業の株主の皆様及び投資家の皆様に対する必要十分な情報開示や熟慮のため

の機会が与えられることなく、あるいは対象となる企業の取締役会が意見表明を行い、代替案を提示するための情報や時間が提供されずに、突如として、株式の大量の買付行為が強行される可能性も否定できません。このような株式の大量の買付行為の中には、真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損する買付行為もあり得ます。

かかる当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損する当社株式の大量の買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

(イ) 中期経営計画等による企業価値向上への取組み

当社は、平成21年10月に平成25年3月期迄の中期経営計画を策定いたしました。かかる中期経営計画においても、従来より掲げておりました、メーカーの原点である製品の品質はもとより、あらゆるサービスを含む全ての品質、即ち「トータル・クオリティーにおいて業界No.1の会社になる」ことを中期ビジョンとして掲げ、「成長戦略」と「体質強化」の推進という従来からの基本方針に加えて、「事業軸の強化」により販売・生産・技術が一体となった顧客・事業軸中心の経営を加速させることで、事業環境の大きな変化の中での次なる成長に向けた事業基盤の構築を目指してまいります。

また、中期ビジョンの達成に向けて、グループ共通施策として（1）営業力の強化、（2）技術開発力の強化、(3) 生産力の強化、(4) グローバルマネージメント力の強化、（5）人材育成力の強化の5つの経営課題を推進してまいります。

また、当社は、事業を通じて世界中のエネルギーロスを削減することが当社グループの社会的責任と捉え、地球環境の保全と社会の持続可能な発展に向けて貢献すべく環境経営のレベルアップを着実に推進し、様々なステークホルダーとの信頼関係構築に努めています。

(ロ) コーポレート・ガバナンスに関する取組み

当社は、社会的責任を果たし、企業としての適切な利益を確保し続け、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させるために、経営の透明性と健全性を高めていく具体的な体制を積極的に採用しています。平成11年には、当社は執行役員制度を導入の上、社外取締役を招聘し、任意に報酬委員会を設置しました。また、平成15年には、任意に監査委員会を設置しています。そして、平成16年には委員会等設置会社に移行し、平成18年には会社法に基づく委員会設置会社となり、監査・報酬・指名の3つの委員会は、それぞれ2名の社外取締役と1名の社内取締役で構成され、透明性と健全性の向上に努めています。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同規則第118条第3号ロ(2)）として、平成20年4月23日開催の当社取締役

会において、同年6月25日開催の当社定時株主総会において関連議案が承認されることを条件として、当社株式の大量買付行為に関する対応策（以下「旧プラン」といいます。）を導入することを決議し、当該議案につきましては、当社定款第35条に基づき、同株主総会において株主の皆様のご賛同を得て承認可決いただきました。旧プランは、平成23年6月24日開催の当社定時株主総会終結の時をもって有効期間が満了することから、当社は、社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる種々の議論、法令等の改正等を踏まえ、買収防衛策を継続するか否かについて検討を続けてまいりました。

その結果、平成23年5月24日開催の当社取締役会において、当社定款第35条に基づき、同年6月24日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご賛同を得て承認可決されることを条件として、旧プランから継続して、当社株式の大量買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議し、同株主総会において承認され、本プランが導入されました。

(イ) 本プランの対象となる大量買付行為

本プランは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付けその他具体的な買付方法の如何を問いません。以下同じとします。）、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為を適用対象とします。但し、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は、本プランの適用対象からは除外します。なお、本プランの適用を受ける買付行為を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行いまたは行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。

(ロ) 大量買付ルールの設定

ⅰ. 意向表明書の事前提出

大量買付者には、大量買付行為の実行に先立ち、当社代表執行役社長宛に、本プランに定められた所定の手続（以下「大量買付ルール」といいます。）に従う旨の誓約等を日本語で記載した意向表明書をご提出いただきます。

ⅱ. 本必要情報の提供

当社取締役会は、上記ⅰ.の意向表明書受領後10営業日（初日不算入）以内に、大量買付者から提供していただくべき、大量買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を記載したリスト（以下「本必要情報リスト」といいます。）を当該大量買付者に対して交付いたします。大量買付者には、当社代表執行役社長宛に、本必要情報リストに従って十分な情報を提供していただきます。

次いで、当社取締役会は、大量買付者から提供された情報を精査し、必要に応じて当社取締役会から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、その他の専門家を含みます。以下「外部専門家等」といいます。）の助言を受けた上で、当該情報だけでは本必要情報として不十分であると合理的に判断する場合には、大量買付者に対して追加的に情報提供を求めることができるものとし、大量買付者から追加的に受領した情報についても同様とします。

ⅲ. 取締役会による評価期間の設定等

当社取締役会は、本必要情報の提供が完了し

た後、必要に応じて外部専門家等の助言を受けた上で、大量買付行為の内容に応じて最長60日間または最長90日間（いずれの場合も初日不算入）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定いたします。但し、当社取締役会が、当初設定した取締役会評価期間内に当社取締役会としての意見をとりまとめることができないことについてやむを得ない事由がある場合には、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を受けた上で、当社取締役全員が出席する取締役会の全会一致の決議により、取締役会評価期間を合理的に必要な範囲内で、最長30日間（初日不算入）延長できるものとします（なお、当該延長は原則として一度に限るものとします。）。

大量買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、大量買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から、当社取締役会としての意見をとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉し、また当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(ハ) 対抗措置の発動

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、仮に当該大量買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行うことはあり得るものの、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は発動しません。

但し、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれがあると合理的に認められる場合には、取締役会評価期間満了後に、株主総会を開催し、大量買付行為に対し、対抗措置を発動すべきか否かを株主の皆様のご判断に委ねることができるものとします。

また、当社取締役会は、大量買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合、大量買付者の提案する買収の方法が、いわゆる強圧的二段階買付けに代表される、構造上株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株券等の売却を強要するおそれがある場合等、大量買付行為が一定の類型に該当し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると合理的に認められる場合には、例外的に対抗措置を発動することがあります。

これに対して、大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上することを目的として、対抗措置を発動する場合があります。大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の是非は、外部専門家等の助言を受けた上で、当社取締役会が合理的に判断し、決議いたします。

但し、当社取締役会が、株主の皆様のご意思を確認することが実務上可能であり、かつ、当社取締役会が株主の皆様のご意思を確認するために株

主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくことが適切であると合理的に判断した場合には、取締役会評価期間満了後に、株主総会を開催し、大量買付行為に対し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様のご判断に委ねるものとします。

なお、当社は、本プランにおける対抗措置として、原則として、新株予約権無償割当てを行います。

また、対抗措置発動にかかる当社取締役会の決議（株主総会の決議に基づく場合を除きます。）は、取締役全員が出席する取締役会において、全会一致により行うものとします。

(ニ) 株主意思の確認手続

当社取締役会は、上記(ハ)に記載のとおり、株主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただく場合には、取締役会評価期間満了後に、法令及び当社定款の定めに従って、速やかに株主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様のご判断に委ねるものとします。当社取締役会は、取締役会評価期間満了後60日以内に株主総会を開催し、大量買付行為への対抗措置の発動に関する議案を株主総会に上程するものとしますが、事務手続上の理由から60日以内に開催できない場合は、事務手続上可能な最も早い日において開催するものとします。

株主総会を開催する場合には、大量買付者は、当該株主総会終結の時まで、大量買付行為を開始してはならないものとします。

(ホ) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成23年6月24日開催の当社定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで（平成26年6月に開催予定の定時株主総会終結の時まで）とし、以降、本プランの継続（一部修正した上での継続を含みます。）については3年ごとに定時株主総会の承認を得ることとします。

なお、本プランの詳細につきましては、当社ウェブサイト（http://www.jp.nsk.com/）に掲載しております、平成23年5月24日付「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」をご参照ください。

④ 上記②の取組みについての取締役会の判断及びその理由

上記②の取組みは、当社の中長期的な企業価値の向上のための基本的な取組みの一環であり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させることを目的として実施しているものです。かかる取組みを通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させることにより、上記①記載の当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損する当社株式の大量の買付行為は困難になるものと考えられ、よって、上記②の取組みは、上記①の基本方針の実現に資するものであると考えております。

従いまして、上記②の取組みは上記①の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

⑤ 上記③の取組みについての取締役会の判断及びその理由

上記③の取組みは、当社の企業価値ひいては株主

の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目的として、大量買付者に対して、当該大量買付者が実施しようとする大量買付行為に関する必要な情報の提供、及び、その内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求め、最終判断を行う当社株主の皆様が、株式の大量の買付行為の提案の内容を十分に理解し、適切な判断（インフォームド・ジャッジメント）を行うことができるようにするために導入されるものです。また、上記③の取組みにおいては、そのような情報提供と検討等の期間の確保の要請に応じない大量買付者に対して取締役会決議により対抗措置を発動できることとするとともに、かかる要請に応じた大量買付者であっても、当該大量買付者が実施しようとする大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれがあると合理的に認められる場合には、株主総会決議により対抗措置を発動できる（但し、一定の類型に該当し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると合理的に認められる場合には、取締役会決議により発動できます。）こととすることで、これらの大量買付者による大量買付行為を防止するものであり、よって、上記①の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。さらに、上記③の取組みにおいては、大量買付者が大量買付ルールを遵守している場合において対抗措置を発動しようとする場合には、原則として、株主総会を開催して、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくこととしており、また、大量買付者が大量買付ルールを遵守していない場合を含め、当社取締役会が対抗措置の発動を決議する場合には、独立性のある社外取締役を含む取締役全員が出席する当社取締役会において、全会一致により行うこととしており、当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記③の取組みの合理性及び公正性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

さらに、当社は、本プランの運用における取締役会の判断の恣意性を排除し、本プランの運用の合理性を確保することを目的として、本プランの運用に関して取締役会が準拠すべき手続等を定めた「大量買付行為への対応に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）を制定しています。ガイドラインの制定により、大量買付ルールの適用、対抗措置の発動または不発動等に関する取締役会の判断の客観性が高まり、本プランの運用につき十分な合理性が確保されることになります。

従いまして、上記③の取組みは上記①の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

[3] 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営方針の一つとしております。配当につきましては、安定的な配当を継続実施していくことを基本としつつ、連結ベースでの配当性向や業績水準等を勘案して決定したいと考えております。

この配当方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株当たり6円とさせていただきます。なお、昨年12月2日に1株につき6円の中間配当を実施いたしましたので、年間での配当金は1株につき12円となります。

連結貸借対照表

（単位：百万円）

	平成24年3月期（平成24年3月31日）	（ご参考）平成23年3月期（平成23年3月31日）
（資産の部）		
流動資産	454,631	418,584
現金及び預金	72,726	71,047
受取手形及び売掛金	155,234	136,016
有価証券	66,067	51,387
棚卸資産	115,417	111,649
繰延税金資産	9,244	10,452
その他の流動資産	36,957	38,966
貸倒引当金	△1,015	△934
固定資産	390,442	370,042
有形固定資産	251,644	235,906
建物及び構築物	70,129	69,429
機械装置及び運搬具	112,551	104,983
土地	37,173	37,554
その他の有形固定資産	31,790	23,938
無形固定資産	12,526	10,509
のれん	1,168	1,854
その他の無形固定資産	11,357	8,655
投資その他の資産	126,271	123,626
投資有価証券	74,811	72,207
前払年金費用	42,712	42,339
繰延税金資産	2,461	2,693
その他の投資その他の資産	6,750	6,849
貸倒引当金	△464	△463
資産合計	845,073	788,626

	平成24年3月期（平成24年3月31日）	（ご参考）平成23年3月期（平成23年3月31日）
（負債の部）		
流動負債	308,501	293,881
支払手形及び買掛金	137,607	124,103
短期借入金	84,403	81,442
社債	30,000	30,300
未払法人税等	4,764	6,061
その他の流動負債	51,725	51,973
固定負債	237,506	219,475
社債	35,000	65,000
長期借入金	147,346	97,842
繰延税金負債	22,118	22,471
退職給付引当金	20,990	21,142
役員退職慰労引当金	1,592	1,689
環境安全対策引当金	136	160
その他の固定負債	10,321	11,170
負債合計	546,007	513,357
（純資産の部）		
株主資本	319,514	296,392
資本金	67,176	67,176
資本剰余金	78,340	78,334
利益剰余金	178,186	155,062
自己株式	△4,188	△4,180
その他の包括利益累計額	△39,202	△39,379
その他有価証券評価差額金	14,766	12,213
為替換算調整勘定	△53,969	△51,593
新株予約権	540	569
少数株主持分	18,212	17,686
純資産合計	299,066	275,269
負債及び純資産合計	845,073	788,626

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（単位：百万円）

	平成24年3月期 （平成23年4月1日～平成24年3月31日）		平成23年3月期（ご参考） （平成22年4月1日～平成23年3月31日）	
	金　額	対売上高比率 %	金　額	対売上高比率 %
売上高	733,192	100.0	710,431	100.0
売上原価	585,008	79.8	562,952	79.2
売上総利益	148,184	20.2	147,478	20.8
販売費及び一般管理費	103,767	14.1	103,954	14.7
営業利益	44,417	6.1	43,524	6.1
営業外収益	8,586	1.1	8,177	1.2
受取利息及び配当金	1,800		1,743	
持分法による投資利益	3,481		3,568	
雑益	3,304		2,865	
営業外費用	10,999	1.5	13,128	1.9
支払利息	4,906		4,656	
雑損	6,092		8,472	
経常利益	42,004	5.7	38,572	5.4
特別損失	744	0.1	333	0.0
投資有価証券評価損	744		333	
税金等調整前当期純利益	41,259	5.6	38,239	5.4
法人税、住民税及び事業税	10,274	1.4	10,219	1.4
法人税等調整額	1,607	0.2	586	0.1
少数株主損益調整前当期純利益	29,378	4.0	27,434	3.9
少数株主利益	863	0.1	1,324	0.2
当期純利益	28,514	3.9	26,110	3.7

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (平成23年4月1日～平成24年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成23年4月1日残高	67,176	78,334	155,062	△4,180	296,392
当期変動額					
剰余金の配当			△6,491		△6,491
当期純利益			28,514		28,514
関係会社の決算期変更による剰余金増加額			1,102		1,102
自己株式の取得				△13	△13
自己株式の処分		5		5	11
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	−	5	23,124	△8	23,121
平成24年3月31日残高	67,176	78,340	178,186	△4,188	319,514

	その他の包括利益累計額			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
平成23年4月1日残高	12,213	△51,593	△39,379	569	17,686	275,269
当期変動額						
剰余金の配当						△6,491
当期純利益						28,514
関係会社の決算期変更による剰余金増加額						1,102
自己株式の取得						△13
自己株式の処分						11
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,553	△2,375	177	△28	525	675
当期変動額合計	2,553	△2,375	177	△28	525	23,797
平成24年3月31日残高	14,766	△53,969	△39,202	540	18,212	299,066

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 連結子会社である恩斯克投資有限公司他13社の決算日は12月末日でありますが、連結決算日において仮決算を実施した上で連結することに変更しております。関係会社の決算期変更による剰余金増加額は、この変更によるものであります。

連結注記表

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数は92社（国内22社、海外70社）であります。

主要な連結子会社の名称：NSKステアリングシステムズ㈱、NSKプレシジョン㈱、NSKニードルベアリング㈱、㈱天辻鋼球製作所、NSKアメリカズ社、NSKブラジル社、NSKヨーロッパ社、NSKベアリング・インドネシア社、恩斯克投資有限公司、昆山恩斯克有限公司、NSK韓国社

(2) 非連結子会社の名称等

㈱ケーケーエス坂井製作所、エイケイエス販売㈱、日東鋼球製造㈱、天辻産業㈱、堺天辻鋼球製造㈱、NSSカンラ㈱、NSKフレンドリーサービス㈱、㈱福島精工

非連結子会社8社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(3) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な関連会社の名称

持分法を適用した関連会社の数は14社（国内9社、海外5社）であります。

主要な関連会社の名称：NSKワーナー㈱

(4) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

㈱ケーケーエス坂井製作所、エイケイエス販売㈱、日東鋼球製造㈱、天辻産業㈱、堺天辻鋼球製造㈱、NSSカンラ㈱、NSKフレンドリーサービス㈱、㈱福島精工

持分法を適用していない非連結子会社8社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(5) 連結範囲及び持分法の適用の異動状況

連結子会社

・新規設立による増加：2社　NSKテクノロジー㈱
合肥恩斯克有限公司

2．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、海外連結子会社3社については12月末日現在、㈱栗林製作所については2月末日現在の決算計算書類を使用しております。また、連結決算日との間に生じた連結会社間の重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

なお、連結子会社である恩斯克投資有限公司他13社の決算日は12月末日でありますが、連結決算日において仮決算を実施した上で連結することに変更しております。

3．会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法であります。
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの：移動平均法による原価法であります。

② デリバティブ

時価法によっております。

③ 棚卸資産

製品、材料及び仕掛品は主として総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）であります。

貯蔵品は主として移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）であります。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

有形固定資産

原則として定率法によっておりますが、一部の連結子会社及び国内会社の所有する平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

支出時に全額償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒れによる損失に備えるため、連結会社間の債権債務を相殺消去した期末の金銭債権に対し、一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性を勘案して個別に貸倒見積額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員への退職給付に備えるため、期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき退職給付引当金または前払年金費用を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

当社は役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 環境安全対策引当金

ポリ塩化ビフェニル（PCB）の処分に関する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる費用を計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における少数株主持分及び為替換算調整勘定に含めております。

(6) 消費税等の会計処理に関する事項

税抜方式によっております。

(7) のれんの償却に関する事項

NSKニードルベアリング㈱及び㈱天辻鋼球製作所にかかるのれんは10年間で均等償却しており、重要性がないものについては発生時に一括償却しております。

【会計方針の変更に関する注記】

「1株当たり当期純利益に関する会計基準」等の適用

当連結会計年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日）を適用しております。

【追加情報】

「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」等の適用

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【連結貸借対照表に関する注記】

1．有形固定資産の減価償却累計額　581,150百万円

2．担保に供している資産及び担保に係る債務

（1）担保に供している資産

投資有価証券　119百万円

有形固定資産　76百万円

（2）担保に係る債務　241百万円

3．保証債務　374百万円

内、関連会社の銀行借入等に対する債務保証　(354百万円)

従業員の財形貸付融資に対する債務保証　(19百万円)

4．手形債権信託契約に基づく債権譲渡高　4,245百万円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1．当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数　普通株式　551,268,104株

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年５月24日 取締役会	普通株式	3,245	6.0	平成23年3月31日	平成23年6月14日
平成23年10月31日 取締役会	普通株式	3,245	6.0	平成23年9月30日	平成23年12月2日
計		6,491			

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成24年5月24日開催の取締役会の議案として、剰余金の処分として期末配当に関する事項を次のとおり付議します。

① 配当金の総額　3,245百万円

② 配当の原資　利益剰余金

③ 1株当たり配当額　6.00円

④ 基準日　平成24年3月31日

⑤ 効力発生日　平成24年6月１日

3．当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数
当社	平成19年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	743,000株
	平成20年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	785,000株
	平成21年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	816,000株
	平成22年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	823,000株
	平成23年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	779,000株

【金融商品に関する注記】

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、必要な運転資金及び設備資金を主として銀行借入や社債発行により調達しております。また、一時的な余裕資金は安全性の高い金融資産で運用する方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクの影響を受けておりますが、販売部門を中心に常日頃から情報収集を行い、取引先の状況を定期的にモニタリングすることにより回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

グローバルに事業を展開していることから生じる為替変動リスクに対応するため、外貨建債権債務の均衡を図り、また、社内規定に従い必要に応じヘッジ取引を行っております。また、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、社内規定に従い必要に応じ金利スワップ取引を利用しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2）を参照ください)。

(単位：百万円)

科　　目	連結貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
(1) 現金及び預金	72,726	72,726	－
(2) 受取手形及び売掛金（純額)	154,219	154,219	－
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	1,449	1,443	△5
② その他有価証券	117,416	117,416	－
資産計	345,810	345,805	△5
(1) 支払手形及び買掛金	137,607	137,607	－
(2) 短期借入金	70,569	70,569	－
(3) 社債（※1)	65,000	67,370	2,370
(4) 長期借入金（※1)	161,181	163,635	2,453
負債計	434,357	439,181	4,823
デリバティブ取引（※2)	(15)	(15)	－

(※1) 社債及び長期借入金には1年以内に期限の到来する金額を含めております。
(※2) デリバティブ取引は債権・債務を純額で表示、合計で正味の債務となる場合は、(　) で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

（1）現金及び預金、並びに（2）受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（3）有価証券及び投資有価証券

これらのうち短期間で決済される有価証券の時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、その他の株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

（1）支払手形及び買掛金、並びに（2）短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（3）社債

当社及び連結子会社の発行する社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（4）長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、当該長期借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。但し、変動金利による長期借入金については、金利が一定期間ごとに更改される条件となっており、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

取引金融機関から提示された価格によっております。為替予約の振当法によるものはヘッジ対象とされている売掛金と一体処理されているため、その時価は、当該売掛金の時価に含めて記載しております。

（注2）関係会社株式及び非上場株式等（連結貸借対照表計上額 22,013百万円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができないことにより、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（3）有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	518円56銭
1株当たり当期純利益	52円75銭

連結キャッシュ・フロー計算書 <ご参考>

（単位：百万円）

	平成24年3月期 （平成23年4月1日～平成24年3月31日）	平成23年3月期 （平成22年4月1日～平成23年3月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー	57,158	64,973
投資活動によるキャッシュ・フロー	△56,090	△33,348
財務活動によるキャッシュ・フロー	14,637	△32,966
現金及び現金同等物に係る換算差額	△573	△1,762
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	15,132	△3,103
現金及び現金同等物の期首残高	120,333	123,437
連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△157	－
現金及び現金同等物の期末残高	135,307	120,333

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（単位：百万円）

	平成24年3月期（平成24年3月31日）	（ご参考）平成23年3月期（平成23年3月31日）
（資産の部）		
流動資産	301,722	277,813
現金及び預金	38,403	31,628
受取手形	11,707	7,576
売掛金	98,053	95,815
有価証券	63,056	45,107
製品	17,944	20,388
材料	481	518
仕掛品	9,747	11,240
貯蔵品	1,149	1,070
未収入金	48,610	48,041
繰延税金資産	4,034	5,110
その他の流動資産	8,718	11,472
貸倒引当金	△185	△159
固定資産	414,374	410,378
有形固定資産	78,795	82,146
建物	26,397	26,850
構築物	1,389	1,526
機械装置	30,365	31,970
車両運搬具	34	47
工具器具備品	1,667	1,921
土地	16,009	16,292
リース資産	634	566
建設仮勘定	2,297	2,969
無形固定資産	8,769	7,074
借地権	983	983
その他の無形固定資産	7,785	6,090
投資その他の資産	326,809	321,157
投資有価証券	48,085	46,370
関係会社株式	200,700	202,613
関係会社出資金	28,450	23,295
長期貸付金	5,582	4,899
長期前払費用	148	129
前払年金費用	39,965	40,127
その他の投資その他の資産	4,278	4,120
貸倒引当金	△402	△399
資産合計	716,096	688,191

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

	平成24年3月期（平成24年3月31日）	（ご参考）平成23年3月期（平成23年3月31日）
（負債の部）		
流動負債	276,474	265,920
支払手形	1,786	1,899
買掛金	138,274	123,881
短期借入金	80,644	82,490
社債	30,000	30,000
リース債務	216	166
未払金	9,275	10,365
未払費用	12,643	13,991
未払法人税等	2,269	1,544
預り金	1,351	977
その他の流動負債	13	603
固定負債	194,039	180,600
社債	35,000	65,000
長期借入金	139,100	94,100
リース債務	427	405
繰延税金負債	15,713	16,788
退職給付引当金	—	379
役員退職慰労引当金	1,592	1,689
環境安全対策引当金	133	133
その他の固定負債	2,072	2,103
負債合計	470,513	446,520
（純資産の部）		
株主資本	230,426	228,512
資本金	67,176	67,176
資本剰余金	78,194	78,189
資本準備金	77,923	77,923
その他資本剰余金	271	265
利益剰余金	88,992	87,080
利益準備金	10,292	10,292
その他利益剰余金	78,699	76,787
事業研究費積立金	1,627	1,627
固定資産圧縮積立金	3,932	3,449
別途積立金	64,266	61,766
繰越利益剰余金	8,874	9,945
自己株式	△3,936	△3,933
評価・換算差額等	14,614	12,588
その他有価証券評価差額金	14,614	12,588
新株予約権	540	569
純資産合計	245,582	241,670
負債及び純資産合計	716,096	688,191

損益計算書

（単位：百万円）

	平成24年3月期（平成23年4月1日～平成24年3月31日）		平成23年3月期（ご参考）（平成22年4月1日～平成23年3月31日）	
	金　額	対売上高比率 %	金　額	対売上高比率 %
売上高	490,355	100.0	488,639	100.0
売上原価	418,683	85.4	422,544	86.5
売上総利益	71,671	14.6	66,094	13.5
販売費及び一般管理費	54,889	11.2	56,459	11.6
営業利益	16,782	3.4	9,634	2.0
営業外収益	7,787	1.6	7,787	1.6
受取利息及び配当金	6,898		6,762	
雑益	888		1,024	
営業外費用	6,325	1.3	7,356	1.5
支払利息	3,789		3,857	
雑損	2,535		3,499	
経常利益	18,244	3.7	10,065	2.1
特別利益	615	0.1	—	
固定資産売却益	615		—	
特別損失	6,933	1.4	332	0.1
関係会社株式評価損	6,189		—	
投資有価証券評価損	744		332	
税引前当期純利益	11,925	2.4	9,732	2.0
法人税、住民税及び事業税	3,172	0.6	△240	0.0
法人税等調整額	349	0.1	1,219	0.2
当期純利益	8,404	1.7	8,753	1.8

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 （平成23年4月1日～平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						事業研究費積立金	固定資産圧縮積立金
平成23年4月1日残高	67,176	77,923	265	78,189	10,292	1,627	3,449
当期中の変動額							
剰余金の配当							
積立金の積立額							292
積立金の取崩額							△105
税率変更による増加額							296
当期純利益							
自己株式の取得							
自己株式の処分			5	5			
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）							
当期中の変動額合計	－	－	5	5	－	－	483
平成24年3月31日残高	67,176	77,923	271	78,194	10,292	1,627	3,932

	株主資本					評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
	その他利益剰余金		利益剰余金合計						
	別途積立金	繰越利益剰余金							
平成23年4月1日残高	61,766	9,945	87,080	△3,933	228,512	12,588	12,588	569	241,670
当期中の変動額									
剰余金の配当		△6,491	△6,491		△6,491				△6,491
積立金の積立額	2,500	△2,792	－		－				－
積立金の取崩額		105	－		－				－
税率変更による増加額		△296	－		－				－
当期純利益		8,404	8,404		8,404				8,404
自己株式の取得				△9	△9				△9
自己株式の処分				5	11				11
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）						2,025	2,025	△28	1,997
当期中の変動額合計	2,500	△1,071	1,912	△3	1,914	2,025	2,025	△28	3,911
平成24年3月31日残高	64,266	8,874	88,992	△3,936	230,426	14,614	14,614	540	245,582

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1．有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式は移動平均法による原価法であります。その他有価証券は、時価のあるものについては期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法であります。

2．棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、材料及び仕掛品は総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）であります。

貯蔵品は移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）であります。

3．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）は定率法、無形固定資産（リース資産を除く）は定額法であります。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については定額法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4．繰延資産の処理方法

支出時に全額償却しております。

5．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

期末の金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性を勘案して個別に貸倒見積額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員への退職給付に備えるため、期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき退職給付引当金または前払年金費用を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 環境安全対策引当金

ポリ塩化ビフェニル（PCB）の処分に関する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる費用を計上しております。

6．消費税等の会計処理

税抜方式であります。

7．会計方針の変更

「1株当たり当期純利益に関する会計基準」等の適用

当期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日）を適用しております。

8．追加情報

「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」等の適用

当期の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【貸借対照表に関する注記】

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

投資有価証券	119百万円
(2) 担保に係る債務	171百万円

2．有形固定資産の減価償却累計額　261,902百万円

3．保証債務

保証債務	3,676百万円
内、関係会社の手形債権信託契約に基づく債権譲渡に対する債務保証	(1,086百万円)
関係会社の銀行借入等に対する債務保証	(2,569百万円)
当社従業員の財形貸付融資に対する債務保証	(　19百万円)
保証類似行為	26,632百万円
内、関係会社の銀行借入等に対する保証類似行為	(26,632百万円)

4．手形債権信託契約に基づく債権譲渡高　3,158百万円

5．関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	68,168百万円
長期金銭債権	6,097百万円
短期金銭債務	101,891百万円
長期金銭債務	3,182百万円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引	売上高	119,617百万円
	仕入高	280,030百万円
営業取引以外の取引高		42,279百万円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当期末における自己株式の種類及び株式数

普通株式　10,279,972株

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	4,822百万円
未払賞与	2,987百万円
役員退職慰労引当金	1,215百万円
関係会社株式評価損	2,866百万円
投資有価証券評価損	763百万円
繰越外国税額控除	227百万円
その他	2,369百万円
繰延税金資産小計	15,253百万円
評価性引当額	△5,469百万円
繰延税金資産合計	9,783百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△2,178百万円
退職給付信託設定益	△11,384百万円
その他有価証券評価差額金	△7,527百万円
その他	△372百万円
繰延税金負債合計	△21,462百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△11,678百万円

【リースにより使用する固定資産に関する注記】

貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及びその周辺装置等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	NSKステアリングシステムズ㈱	100.0	製品の購入 役員の兼任	自動車関連製品の購入（注1）	95,681	買掛金	14,867
子会社	NSKニードルベアリング㈱	98.1	製品の購入 役員の兼任	自動車関連製品の購入（注1） 資金の借入（注2）	37,522 400	買掛金 短期借入金	12,645 13,387
子会社	NSKヨーロッパ社	100.0	製品の販売 役員の兼任	保証類似行為（注3）	9,811	—	—
関連会社	NSKワーナー㈱	50.0	製品の購入 役員の兼任	自動車関連製品の購入（注1）	47,668	買掛金	11,474

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）製品の購入の条件については、一般取引条件と同様の方法により決定しております。

（注2）資金の借入については、市場金利を勘案し合理的に利率を決定しております。

（注3）NSKヨーロッパ社の銀行借入につき、保証類似行為を行っております。

（注4）上記金額の内、取引金額には消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含めて表示しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	452円95銭
1株当たり当期純利益	15円53銭

【連結配当規制適用会社に関する注記】

当社は連結配当規制の適用会社であります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年5月16日

日本精工株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中村雅一 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 原勝彦 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 阪中修 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本精工株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本精工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年5月16日

日本精工株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中村雅一　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　原　勝彦　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　阪中　修　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本精工株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第151期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査委員会の監査報告

監査報告書

当監査委員会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第151期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。さらに、当該事業年度における事業報告、計算書類等並びに連結計算書類について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、かつ当委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連係の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

また、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及びロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。連結計算書類については、執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）につき検討いたしました。

2.　監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

　なお、事業報告に記載の独占禁止法その他競争法違反の疑いに係る事案につきましては、現時点においても当局による調査等が継続しておりますが、違法行為のみならず疑いを招く行為をも防止すべく、コンプライアンスの徹底を確保するための体制の一層の強化に向けた取組みが行われていることを確認しております。引き続き当委員会は、事実関係の把握に努めるとともに、取締役及び執行役の対応の状況につき監視・検証してまいります。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月18日

日本精工株式会社　監査委員会

監査委員　鈴木和男　㊞

監査委員　植野道雄　㊞

監査委員　市川達夫　㊞

(注) 監査委員鈴木和男及び植野道雄は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

「第42回 東京モーターショー2011」で、未来のクルマの

NSKは、2011年11月30日(水)から12月11日(日)まで、東京都江東区の東京ビッグサイトで開催された「第42回 東京モーターショー 2011」に出展し、自動車関連の最新の製品や技術を紹介しました。24年ぶりの東京都内での開催ということもあり、NSKブースには、12日間で延べ3万人近くの幅広い層のお客様にご来場いただきました。NSKは、「未知を行く、道を作る。これまでも、これからも。」をテーマに、「近未来ゾーン」、「未来ゾーン」、「基盤技術・体験ゾーン」の3つのゾーンに分けて展示を行いました。

1 「近未来ゾーン」～燃費改善～

低燃費技術は、益々多様化し、高度化しています。今回の東京モーターショーの展示では、NSKは、小型・軽量化や摩擦損失の低減、クルマの電動化への対応技術など、あらゆるクルマの燃費を改善し、地球環境の保全に、そして安心・安全・快適な未来のクルマづくりに貢献する製品や技術を提案しました。

「前輪駆動車用高効率トロイダル バリエータ モジュール」を組み込んだトランスミッション(コンセプトモデル)

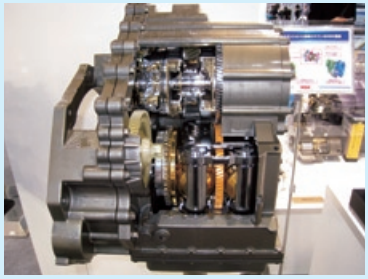

通常のベルトやチェーン式ではなく、断面が半円形の金属同士の回転で、動力を伝えるNSK独自のトロイダルCVT(無段変速機)。今回展示した新型CVTは、全長を約2割短くすることで、前輪駆動車への搭載を世界で初めて可能としました。また、効率向上や軽量化も実現しており、幅広い車種への採用が期待されています。

世界最短の「機電一体EPS(電動パワーステアリング)」

モータなどの電子部品とギヤなどの機械部品を一箇所に集約することで、世界最短EPS(電動パワーステアリング)を実現しました。これにより、新興国で需要が拡大している小型車にも搭載可能としました。また、小型・軽量化により、燃費向上にも貢献しています。

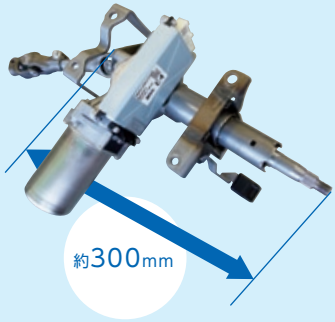

今後も、NSKは、ヒトとクルマが共生する環境

環境貢献技術を紹介！

2 「未来ゾーン」 ～電動化への対応～

今回の東京モーターショーでは、NSKは、電気で「走る、曲がる、止まる」ためのEV（電気自動車）向けのベアリングやステアリング製品に加えて、風力発電機や燃料電池向けベアリングなど、電気を作るための技術や製品も展示しました。さらに、電動化の未来技術へのNSKの貢献として「EVドライブシステム」と「ホイールハブモータシステム」を開発し、コンセプトモデルとして紹介しました。

EVドライブシステム（コンセプトモデル）

EV（電気自動車）の駆動部に小型・軽量化や高効率なNSK製品群を組み込むことで、EVの航続距離延長が可能になることを提案したものです。

ホイールハブモータシステム（コンセプトモデル）

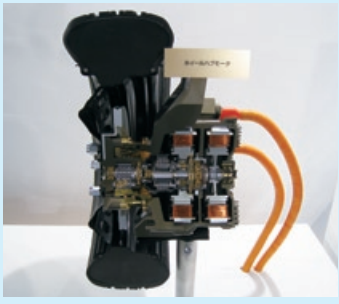

車輪のハブ部にモータなどを内蔵させ、タイヤを直接駆動させるEVの高効率化の可能性を提案したものです。本システムは、NSKの小型化や信頼性確保の技術や製品により可能となりました。

3 「基盤技術・体験ゾーン」 ～ベアリングの“すごさ”を体験～

実際に500kgのおもりを引っ張る体験コーナーやiPadを使った簡単なベアリングのシミュレーション（模擬）設計や、来場者が実際にベアリングを組み立てられる体験教室などを設け、小さなお子様から大人まで幅広い世代に大変好評でした。

500kgころころ体験

500kgのおもりを引っ張る「500kgころころ体験」の様子

今回の東京モーターショーでは、この他にもNSKの4つのコア技術（4 Core Technologies™）の一つであるメカトロ技術の紹介として、盲導犬機能の実現を目指した、障害物を回避し人間の歩行を先導するロボットが登場し、多くのお客様にその技術を体験いただきました。

障害物回避歩行先導ロボット

盲導犬機能の実現を目指した「障害物回避歩行先導ロボット」体験の様子

社会を考え、多様化するクルマ社会において、価値ある技術や製品を開発、提供し続けていきます。

特別口座から証券会社の口座への振替のご案内

1. 特別口座について

当社が「特別口座」でお預かりしている株式は、そのままでは、単元（1,000株）未満株式の買取・買増を除き、売買することができません。売買を行うためには、株主の皆様が証券会社にご自身で開設された口座に、特別口座から株式をお振替いただく必要がございます。

特別口座とは	株券電子化に伴い、全ての当社株式は証券保管振替機構（ほふり）に電子登録されております。その口座管理は原則として証券会社口座にて行われますが、株主様より証券会社口座のお届けが無い株式につきましては、株主様の権利を保全するため、当社がみずほ信託銀行に開設した特別口座にて管理しております。

2. お振替のお手続きについて

お振替のお手続きの概要は下記の通りとなります。

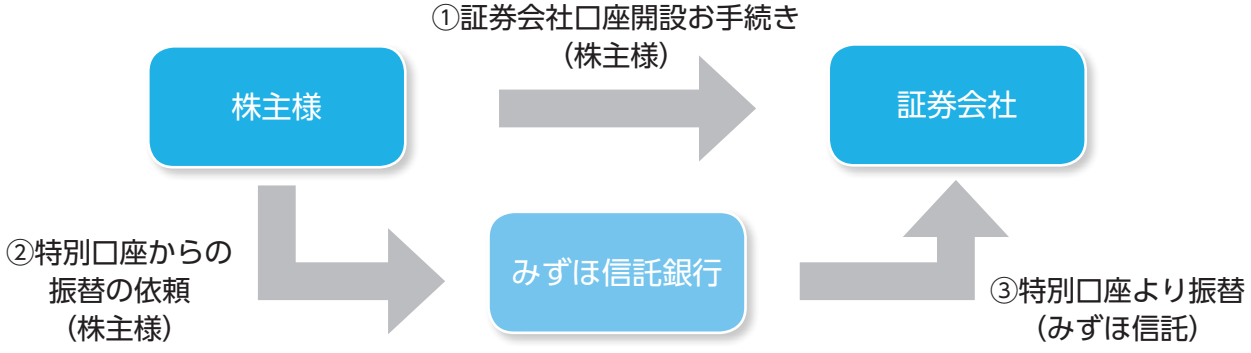

●既に証券会社に口座をお持ちの場合、お手続きは上図②のみとなります。
●詳細は下記みずほ信託銀行にお問い合わせください。

お問い合わせ先

みずほ信託銀行　証券代行部　0120-288-324

単元未満株式（1～999株）買増・買取制度のご案内

当社では、証券市場での取引単位（単元株式）を1,000株とさせていただいております。
単元未満株式（1～999株）をご所有の株主様には、

1. 単元株式に不足する数の当社株式を買い増して、単元株式にしていただく「単元未満株式買増制度」、
2. ご所有の単元未満株式を当社が買い取らせていただく「単元未満株式買取制度」

のいずれかをご利用いただけます。

▶買増制度の概要

単元未満株式買増制度とは、例えば、単元未満株式である700株をご所有の株主様が、ご所有株式数を単元株式数である1,000株とすることをご希望される場合、当社が所有する自己株式300株を買い増していただける制度です。

単元未満株式 700株をご所有 → 単元株式にしたい → 買増制度のご利用請求 → 300株買い増し 1,000株に

単元株式となりますと　1. 株主総会で議決権を行使することができます。
2. 証券市場での売却が可能になります。

▶買取制度の概要

単元未満株式買取制度とは、例えば、単元未満株式である700株をご所有の株主様が、その株式の売却をご希望される場合、当社が買い取らせていただく制度です。

単元未満株式 700株をご所有 → 売却したい → 買取制度のご利用請求 → 当社が買い取り

〈ご注意事項〉買増制度及び買取制度をご利用の際は、恐縮ですが当社所定の手数料及び消費税等のご負担をお願いいたします。

	証券会社に口座をお持ちの場合	特別口座の場合
お問い合わせ先	お取引の証券会社になります。	（連絡先） 〒168－8507　東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社　証券代行部 （電話） 0120－288－324（フリーダイヤル） （お取扱店） みずほ信託銀行株式会社　本店及び全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社　本店及び全国各支店

- 事業年度　4月1日から翌年3月31日まで
- 定時株主総会　6月
- 配当の基準日　期末配当金―3月31日
  中間配当金―9月30日
- 1単元の株式の数　1,000株
- 株主名簿管理人　〒103－8670　東京都中央区八重洲一丁目2番1号
  みずほ信託銀行株式会社
- 同事務取扱場所　〒103－8670　東京都中央区八重洲一丁目2番1号
  みずほ信託銀行株式会社　本店証券代行部

	証券会社に口座をお持ちの場合	証券会社に口座をお持ちでない場合 （特別口座へ記録されている場合）
郵便物送付先	お取引の証券会社になります。	〒168－8507　東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社　証券代行部
お問い合わせ先		みずほ信託銀行株式会社　証券代行部 ご照会専用フリーダイヤル　0120－288－324
お取扱店		みずほ信託銀行株式会社　本店及び全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社　本店及び全国各支店 （未払配当金のお支払いのみ） 株式会社みずほ銀行　全国本支店
ご注意	下記記載	単元未満株式の買取・買増以外の株式売買はできません。

（注）株式が証券会社の口座の場合、未払配当金のお支払い及び支払明細のご発行は、上記右欄の郵便物送付先・お問い合わせ先・お取扱店へお問い合わせください。

- 公告掲載　電子公告により行います。http://www.jp.nsk.com/
  但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行います。

メモ

配当金の口座振込のご案内

①口座振込による配当金お受取りのお勧め

配当金領収証により、ゆうちょ銀行または郵便局で配当金をお受取りの株主様は、『口座振込』にご変更いただきますと、支払開始日にご指定の口座に振り込まれ、迅速かつ安全・確実にお受取りいただくことができます。単元未満株でも口座振込のご指定は可能です。この機会に是非とも『口座振込』にご変更くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

②ゆうちょ銀行で口座振込が可能に

（今回の配当金お支払いより）

第151期期末配当金から、口座振込先に『ゆうちょ銀行』がご指定いただけるようになりました。

①、②共に「株主メモ」（P.56）をご参照いただき、お取引の証券会社もしくはみずほ信託銀行へお問い合わせください。

NSK 日本精工株式会社

ホームページアドレス：
http://www.jp.nsk.com/